

「四市複合事務組合女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の実施状況（令和2年度）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項に基づき、「四市複合事務組合女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の実施状況を公表します。

【特定事業主行動計画における数値目標と実績】

- 目標1 固有職員のうち、係長以上（4級以上）の職に占める女性固有職員の割合を、令和2年度までに30%以上にすることを目指します。
◆令和2年度実績 40%
- 目標2 男性職員の子育て目的の休暇等の取得促進を図り、妻が出産する場合の特別休暇及び育児参加のための特別休暇について、5日以上の子育て休暇取得率を80%以上にすることを目指します。
◆令和2年度実績 0%

【数値目標達成のために実施した主な取組】

- ・各役職に求められる役割・能力等について組織全体として共通認識を持ち、女性職員でも管理・監督職を目指しやすい環境づくりに努めました。
- ・女性職員の管理職への積極的な登用を行うとともに、職員個々の経験・知識を活かした働きかたについても配慮しました。
- ・本人及び配偶者が出産を控えている職員に対し、所属長による面談等を通じて、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇等）の活用促進やキャリアプランに関する助言を行いました。
- ・育児・介護と仕事との両立をより促進するため、早番遅番勤務や臨時的な勤務時間の割振り変更など、柔軟で多様な勤務形態の活用を図りました。